

岩手中部水道企業団水道施設の移設に係る受託事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手中部水道企業団(以下「企業団」という。)が公共工事の起業者(以下「起業者」という。)からの依頼により水道施設の移設を行う場合の事務処理及び当該移設により起業者が負担する費用(以下「補償費」という。)について定めることにより、関係事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(協議)

第2 起業者は、公共事業の施行のため必要となる土地に移設を必要とする水道施設が存在することが判明した場合は、適切な時期に移設に係る協議を行うものとする。

(工事の施行)

第3 移設に係る工事の施行は、企業団が行う。ただし、企業長が特に必要があると認めた場合は、企業団の監督の下、その一部又は全部を起業者に行わせることができる。

(補償費)

第4 補償費は、公共事業の施行により移設を必要とする水道施設の機能回復が代替施設を建設することにより行われる場合において、既存施設と同等の施設の建設に要する費用(以下「復成価格」という。)から既存施設の処分利益及び財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除し、事務費など建設に通常要する費用を加えた額とする。ただし、水道施設のうち管路施設の一部を移設するときは、減耗分を控除しない。

2 復成価格は水道法(昭和32年法律第177号)、及びこれに基づく命令並びに通達等、企業団の定める基準等により算出する。

3 第1項に規定する既存施設と同等の施設の建設及びこれに付随する調査測量、設計委託等を請負に付す場合は、復成価格から減耗分を控除した額に入札等による落札価格を予定価格で除した数値(小数点第5位以下は切り捨てとする。)を乗じるものとする。

4 第1項に規定する財産価値の減耗分は、公共補償基準要綱の運用申し合せ(昭和42年12月22日用地対策連絡会)第7-2次式の定額法に基づき、次のとおり算出する。

$$D_n = C \left\{ (1 - R)^n / (n + n') \right\}$$

D_n : 経過年数 n 年間における減耗分相当額

C : 既存公共施設等の復成価格

R : 耐用年数満了時における残価率(10%)

n : 既存公共施設等の廃止時点までの経過年数

n' : 既存公共施設等の廃止時点からの残存耐用年数

(事務費)

第5 事務費の額は移設工事に関わる設計図書の作成、工事監督・業務委託監督及びその他当該工事の事務処理に伴い要する費用とし、復成価格を次の表に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の範囲内とし、千円未満は切捨てるものとする。

復成価格	事務費率
1,000万円以下の場合	5.5%
1,000万円を超え3,000万円以下の場合	3.5%
3,000万円を超え3億円以下の場合	2.5%
3億円を超える場合	2.0%

(契約の締結)

第6 企業団は第4第1項に規定する補償費の算定が確定した後、起業者と協議のうえ速やかに補償契約を締結するものとする。

2 企業団は、工事及び設計積算業務の実施にあたり、設計変更の必要を認めた場合は、起業者と協議のうえ、補償費等の変更契約を締結することができる。

(補償費の納入)

第7 企業団は、当該移設に係る工事等の完了後、速やかに完了届及び納入通知書を起業者に送付し、当該完了届及び納入通知書を受理してから30日以内に、補償金を納入するよう起業者に求めるものとする。

(工事の中止に伴う起業者の費用負担)

第8 起業者の申出により移設工事を中止した場合は、既に要した費用及び原状回復に要する費用は起業者の負担とする。

2 企業長は、前項の工事を中止したことにより損害を受けた場合は、その損害の賠償を起業者に請求することができる。

(適用除外)

第9 企業長が特に必要があると認めたときは、この要綱全部又は一部を適用しないことができる。

(経過措置)

第10 この要綱の施行の前日までに締結された移設工事については、従前の例により補償費を算出するものとする。

(補則)

第 11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。